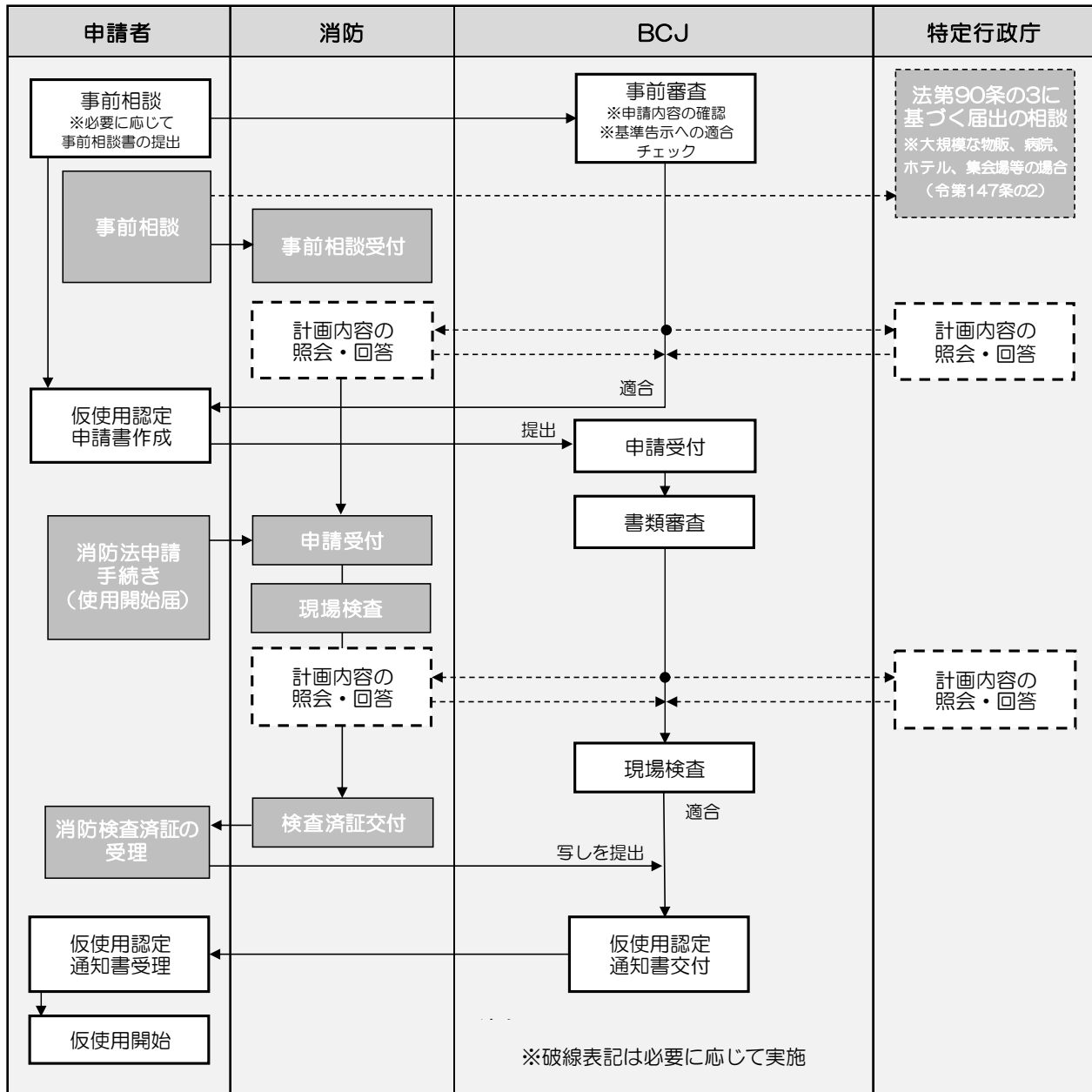


仮使用認定の手続きについて

1. 手続きの流れ



2. 注意事項

- ① 特定行政庁が別途手続の方法を定めている場合はそれに従ってください。
- ② 直近の確認から計画変更確認申請を要する変更がある場合は、仮使用認定申請に先立ち計画変更確認済証の交付を受ける必要があります。
- ③ 消防法、都市計画法、特定行政庁の条例、要綱等の検査が必要な場合は事前に関係機関と相談してください。
- ④ 省エネ適合性判定を受けた建築物の仮使用は、必ず事前にご相談ください。
- ⑤ 十分余裕を持って検査の日時を定めてください。
- ⑥ 建築物の仮使用と同時に昇降機を使用する場合は、建築物の仮使用認定と同時に昇降機の完了検査済証の交付を受ける必要があります。

3. 申請書類

No	書類名	提出部数	備考
1) 申請時に必要な書類			
1	連絡票	1	
2	請求書送付先について	1	
3	現場案内図（最寄駅、現場事務所の位置及び検査日当日の連絡先を明記してください。）	1	※1
4	仮使用認定申請書（建築基準法施行規則第34号様式）	2	
5	仮使用認定に係る工事監理の状況	2	
6	委任状（代理者が申請する場合）	1	※2
7	申請図書（規則第4条の16第2項及び平成27年国土交通省告示第247号第2に定める図書）	2	【表1】参照
8	軽微な変更説明書（直前の確認済証交付後に軽微な変更がある場合）	2	※3
9	当該建築物の計画に係る確認に要した図書・確認済証（写） （直前の確認済証の交付者が当財団以外の場合）	2	
10	中間検査合格証（写）（当財団以外で交付された中間検査合格証がある場合）	1	
11	照会用資料（当財団が求める場合）	1	
12	その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するために特に必要があると認めて規則で定める書類	2	
<省エネ適合性判定又はそれに代わる認定を受けた建築物を含む場合は以下も提出してください>			
13	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 （省エネ適合性判定を受けた計画に対して、省エネ基準に係る軽微な変更がある場合）	2	
14	軽微変更該当証明書（写）及び添付図書（写） （省エネ適合性判定を受けた計画を変更し、軽微変更該当証明書の交付を受けた場合）	2	※4
15	建築物省エネ法に係る以下のいずれかの図書	1	※5 ※6 ※7
	・省エネ適合性判定通知書（写）・計画書（写）・判定に要した図書		
	・建築物省エネ法第23条の大臣認定に係る認定書（写）・認定に要した図書		
	・性能向上計画認定に係る認定書（写）・認定に要した図書		
	・低炭素認定に係る認定書（写）・認定に要した図書		
2) 現場検査当日までに準備していただく書類 ※No16～18・20は、受領印を押印して1部ご返却いたします。			
16	施工結果報告書	2	※8
17	建築設備工事監理報告書・建築設備概要書・建築設備工事監理状況調書	2	※8
18	防火戸・防火ダンパー等連動設備試験記録・予備電源（自家発電装置）試験報告書・予備電源（蓄電池設備）試験報告書	2	
19	施工状況を写した写真（法第7条の5に基づく検査の特例を受ける場合）	1	※9
<省エネ適合性判定を受けた建築物を含む場合は以下も提出してください>			
20	省エネ性能に係る以下の図書	2	※8
	・省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法） ・省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）		
【例】施工結果報告書			
特定行政庁が規則で定める様式がある場合 （例）【東京都内で建築する場合】 （「[法第12条第5項に基づく]建築工事施工計画等の報告と建築材料試験」より） ①建築工事施工結果報告書（完了）（2部） ②鉄骨工事施工結果報告書（完了）（2部） ③施工状況報告資料（1部） （ミルシート、材料試験結果等の書類、工事写真等（B方式は一部省略してください。））		定めがない場合（当財団の様式） 1) 鉄筋コンクリート工事関係 コンクリート工事施工結果報告書（CF48：2部） 2) 鉄骨工事関係 鉄骨工事施工結果報告書（CF49：2部）	

- ※1 現場事務所と検査員の集合場所が異なる場合は、集合場所も明記してください。
- ※2 建築確認又は中間検査と一括委任されている場合はその写しで構いません。
- ※3 敷地面積、建築面積、延べ面積、高さに変更があった場合は、変更後の数値も記載してください。また、仮使用認定申請書の第二面10欄にも同様に、変更後の数値を記載してください。
- ※4 当財団で軽微変更該当証明書の交付を受けた場合は不要です。
- ※5 直前の確認済証交付後、省エネ性能に係る計画変更を行っていない場合は、判定又は認定に要した図書以外の書類（判定通知書、計画書、認定書）は不要です。
- ※6 当財団で省エネ適合判定通知書の交付を受けた場合は不要です。
- ※7 判定又は認定に要した図書は、仮使用認定通知書交付時にご返却いたします。
- ※8 特定行政庁が定める様式等がある場合は、定めに基づき、その様式等で提出してください。定めがない場合は、当財団の様式で提出してください。
- ※9 屋根の小屋組の工事、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事、RC造の基礎の配筋工事及び特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における構造耐力上主要な部分の軸組、仕口等の接合部、鉄筋部分等を写したもの（直前の中間検査後に行われた工事に係るもの）を提出してください。

【表 1】

No	書類名	明示すべき事項
7-1	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、新築又は避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び仮使用の部分
		仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
		仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
		平成 27 年国土交通省告示第 247 号第 1 第 3 項第 2 号イ又は口の規定による区画（以下「仮使用区画」という。）の位置及び面積
		仮使用区画に用いる壁の構造
		仮使用区画に設ける防火設備の位置及び種別
		仮使用区画を貫通する風道の配置
		仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
		給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材料の種別
7-2	二面以上の断面図	仮使用区画に用いる床の構造
		令第 112 条第 10 項に規定する外壁の位置及び構造
		仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
		給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材料の種別
7-3	耐火構造等の構造詳細図	仮使用区画に用いる床及び壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
		仮使用区画に設ける防火設備の構造、材料の種別及び寸法
7-4	配置図	縮尺、方位、工作物の位置及び仮使用の部分
		敷地境界線及び敷地内における建築物の位置
		敷地の接する道路の位置及び幅員
		仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
		仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分		
7-5	【令第 147 条の 2 に規定する建築物の場合】 安全計画書（工事計画書）	工事中において安全上、防火上又は避難上講ずる措置の概要
	【上記以外の場合】 安全計画書	
7-6	関係部局との協議記録（当財団が求める場合）	
7-7	その他法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書（当財団が求める場合）	法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な事項

〔 基準告示（平成27年国土交通省告示第247号）第1の基準に
 ついては、以下のイメージのように新築、増改築を判断し、適用する。 〕

建築計画

(1) 新築

(2) 増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、避難施設等に関する工事を含まないもの

国土交通大臣が定める工事（基準告示第3）

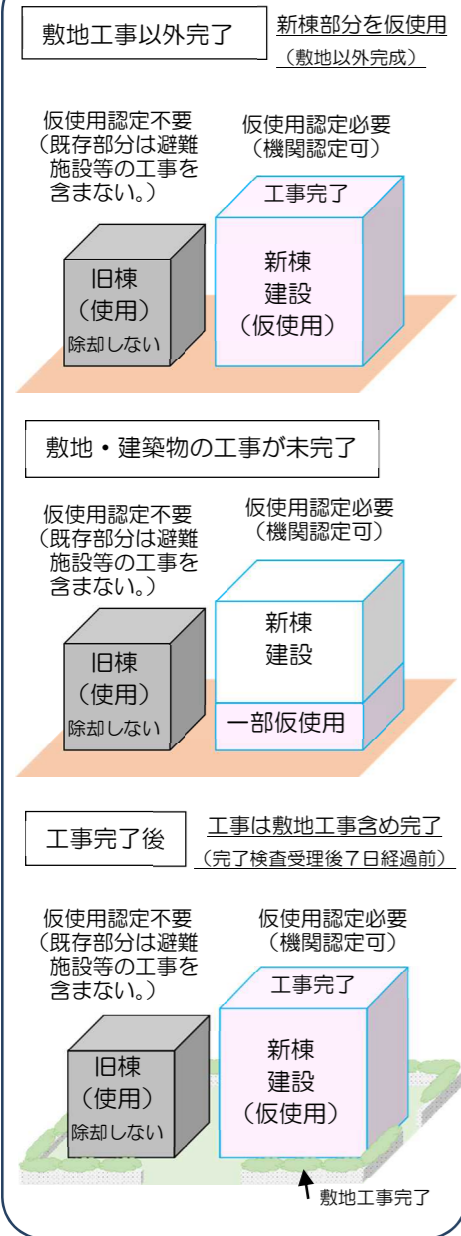
国土交通大臣が定める工事（基準告示第3）以外のもの（略）

増築（以下の2つの要件を満たすもの）
 ・仮使用の認定の申請前に、増築部分の避難施設等に関する工事を完了しているもの
 ・既存部分に係る避難施設等に関する工事を含まないもの

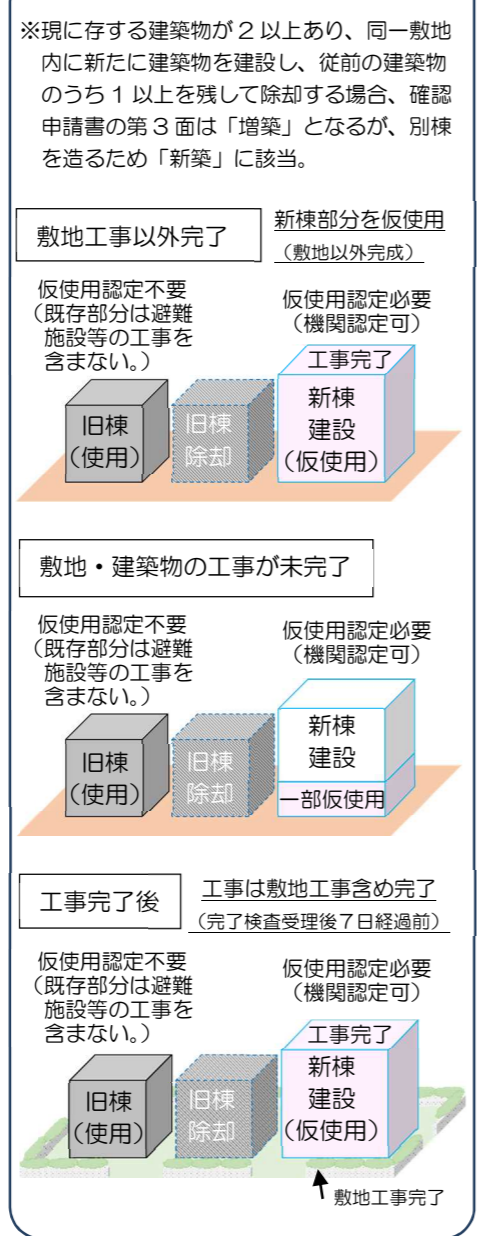
一部改築
 ・建築物が開口部のない自立した構造の壁で区画されている場合における当該区画された部分の改築（一部の改築を除く。）の工事

4 / 4

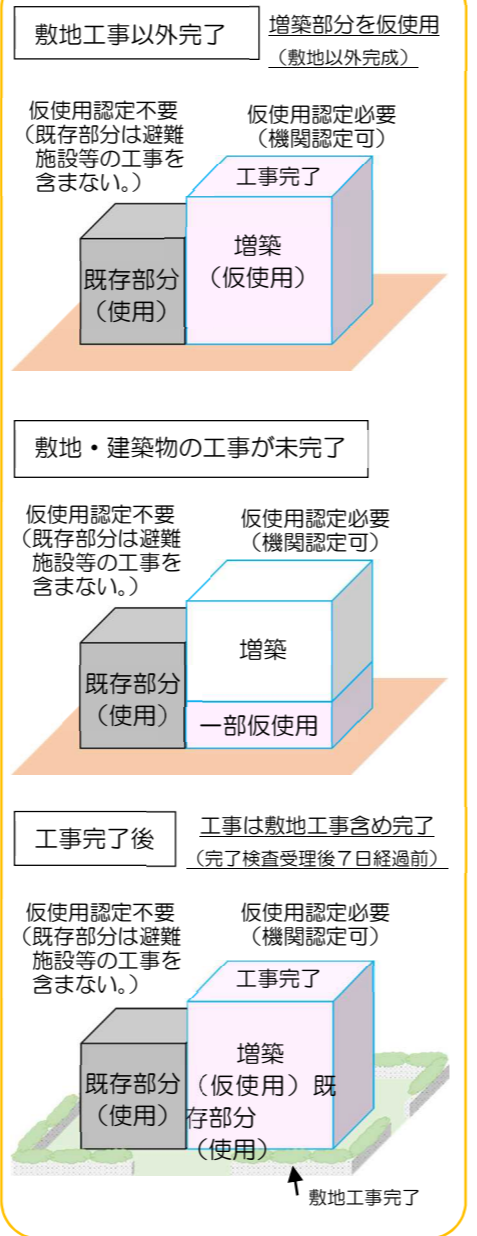
別棟増築



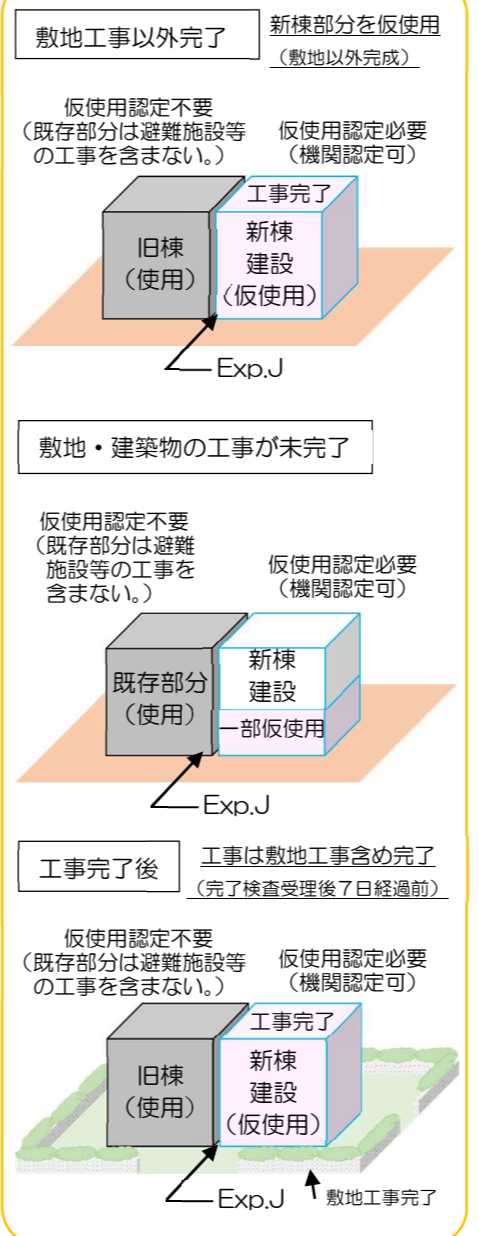
建替増築



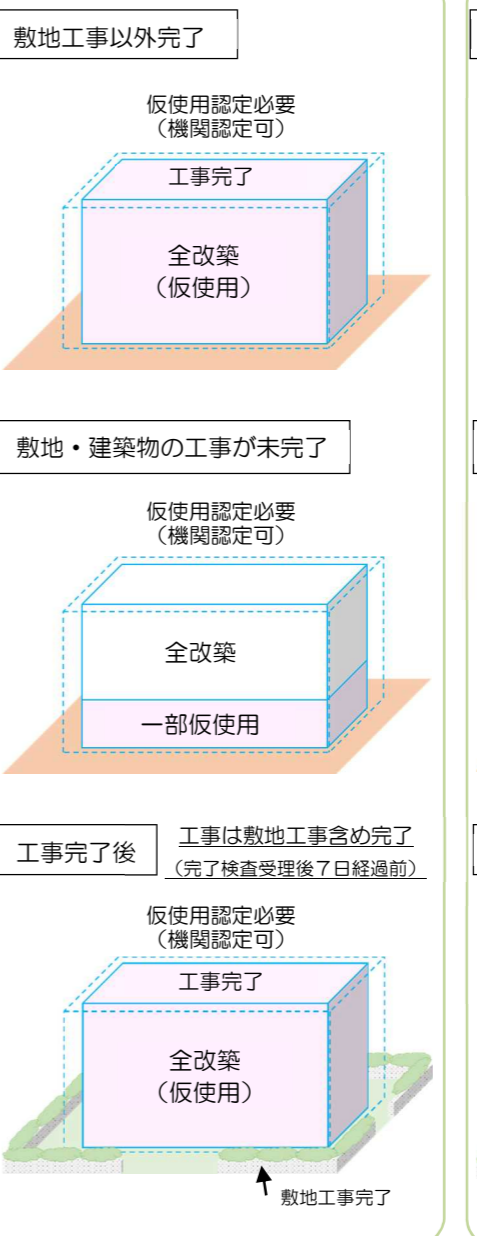
一体増築



Exp. J 増築



全改築



一部改築部分

